

第3回規制改革会議 議事録

1. 日時：平成25年2月25日（月）14:00～16:01

2. 場所：中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

3. 出席者：

（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、翁百合、
金丸恭文、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、林いづみ、
松村敏弘、森下竜一

（政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、甘利経済再生担当大臣兼内閣府特命
担当大臣（経済財政政策）、寺田内閣府副大臣、山際内閣府大臣政務官

（厚生労働省）平山大臣官房審議官、松岡医薬食品局総務課長

（事務局）滝本規制改革推進室長、館規制改革推進室次長、羽深規制改革推進室次長、
中原参事官

4. 議題：

（開会）

（1）今後の進め方について

（2）国際先端テストについて

（3）厚生労働省からのヒアリング

（一般医薬品のインターネット等販売規制の現状について）

（閉会）

5. 議事録：

○岡議長 定刻でございます。それでは、第3回規制改革会議を開会いたします。

本日は大崎委員、佐久間委員は御欠席でございます。浦野委員は30分ほど遅れて来られる予定でございます。

最初に稲田大臣の御挨拶をいただく予定でございましたが、5分ほど遅れるという御連絡をいただいております。したがって、最初に甘利大臣より御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○甘利大臣 引き続き御苦勞様でございます。

本日の会議では、規制改革会議の検討対象や国際先端テストについて御議論をいただくと伺っております。規制改革に関する議論の進展に向けて大きな一歩を踏み出すと期待をいたしております。

産業競争力会議におきましては、民間議員からの意見といたしまして、同会議で取り上げられた課題がこの規制改革会議でも取り上げられまして、相互に協力をして十分な成果が上がっていくことについて、大きな期待が寄せられているところであります。

例えば民間議員から、以下のような規制改革についての意見が出されております。先端

医療の推進や医療機器の審査など、健康・医療分野の件です。それから、環境アセスメントの迅速化など、エネルギー・環境分野について。多様な働き方につながる労働時間管理であるとか保育環境の充実など、雇用分野の案件、ITの活用の障害となっている規制、こうしたものであります。

私といたしましても、こうしたテーマにつきまして規制改革会議でも具体的な議論が進んでいくことを期待いたしております。

一方で産業競争力会議でも民間議員からの御意見を伺う機会を増やしていきまして、関係省庁との議論の機会も十分に確保するために、特に重点的に議論すべき課題につきまして民間議員の有志と関係閣僚、茂木経済産業大臣と私とのテーマ別の会合を開催することになりました。

今後、産業競争力会議での議論と、この規制改革会議での議論がうまく共鳴するように、稲田大臣とも密接に連携を図っていきたくて思っております。よろしく願いいたします。
○岡議長 ありがとうございます。

それでは、稲田大臣が御到着でございます。大臣より御挨拶をいただきます。よろしく願います。

○稲田大臣 皆さんこんにちは。第3回の規制改革会議に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

岡議長、そして大田議長代理の下で今日は本会議、そしてワーキング・グループのテーマなどを決めていただいて、これからいよいよ具体的な改革についての検討に入っております。

総理からいつも言われていることは、改革のための改革ではなくて、あるべき社会像があって、そこに向けての改革を大胆に進めていただきたいということで、私も本当にそのとおりだなといつも思っております。やはりあるべき社会像、そしてどういうふうにすればこの国が良くなるのかということを決めて、それに向けての改革の議論をしていただきたいと思っております。

先週の閣議後の閣僚懇談会において、各大臣に対して重要な規制の新設や変更を行う場合には、事前に時間的余裕を持って御通知をいただくよう協力をお願いいたしているところでございます。

委員の皆様方の忌憚のない御意見、そしてワーキング・グループの機能によって大胆かつ迅速な改革に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、報道関係の方はここで御退室いただきたいと思っております。

(報道関係者退室)

○岡議長 それでは、議題に入りたいと思っております。

議題1といたしまして、今後の進め方につきまして審議を行います。まず、特に重要性・緊急性の高い案件として、本会議において集中的に取り組むべき事項について、私と大田

議長代理で整理をいたしましたので、大田議長代理から説明をお願いいたします。

○大田議長代理 資料1を御覧ください。岡議長と私とで6月までにどんな形で進めていくかを打ち合わせしまして、たたき台として御提案いたします。

まず6月までの進め方ですが、紙の真ん中に3段重ねの図がございます。恐らく3つに分けてやっていくのがいいだろう。最優先案件、そしてワーキング・グループで取り上げる案件、そして常時受け付ける案件です。

経済成長の観点から早急に取り組むべきであり、かつ困難な課題。これが最優先案件ですが、これは本会議において委員全員で議論をする。優先順位を決めながら次々にこの改革に着手していく。6月までに一つ、二つということではなく、次々に着手する。

各ワーキング・グループにおいても経済成長の観点から、重要度の高い項目を絞り込み、これは6月までに成果を上げていく。

広く国民から寄せられる規制改革要望につきましては、常時受け付けて迅速に対応する。

まず最優先案件ですが、まずは次の項目から着手してはどうか。これは着手できるものから着手して、早期の解決を目指す。

第1が、一般用医薬品のインターネット等販売です。これは今、法制化の議論が進んでおりますので、この状況を注視して規制改革をしていく。

2番目は、保育サービスの規制緩和です。これについてポイントは2つありまして、一つは認可保育所の保育士の配置基準の緩和。それから、株式会社やNPOといった多様な事業者が認可保育所に入れるようにする。

3番目は、石炭火力発電に対する環境アセスメントの緩和。

4番目は、まだこれは待機事項なのですが、電力システムの改革も法制化が進んでおりますので、この状況を注視しながら必要な場合はアクションをとっていくということです。

2枚目、ワーキング・グループ案件です。ワーキング・グループ案件につきましては、事務局がリストを資料3として提示してござっておりますので、これをもとにしまして6月までにどれを取り上げるかを今日決めます。この適格性とか実行可能性を審議して、これは6月までは無理だ、やらない。あるいは追加をする、足りない案件があるといったことを今日御議論いただきまして、成長戦略に盛り込む項目を決定する。これは6月までの項目です。

その上で、全項目が今日粗方決まった上で、各ワーキング・グループにおいてこの項目の中で経済成長の観点から、特に優先して取り組むべき優先項目を1～2つ選んでいただいて、次回の本会議で御報告いただく。6月までの間に各ワーキング・グループが必要と判断すれば、これは随時状況も変わりますので、新たな項目を追加することも可能である。そして、その追加項目は本会議に御報告いただく。ただし、追加する場合も6月までに解決するという条件とする。もちろん会議はこれで終わりではありませんので、それ以外は6月以降の第2ラウンドに送る。

一番下に書きましたように、甘利大臣から産業競争力会議と相互に協力していくということでございますので、その要請がなされた項目については、議長と私との間でどういう取り上げ方をするのか。最優先案件なのか、ワーキング・グループ案件なのか、あるいは時間的その他を勘案して次のラウンドに送るのかといった扱いを検討して、本会議で皆様方にお諮りする。こういったことでどうだろうかという提案でございますので、御議論いただければ幸いです。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、早速この議題1につきまして、委員の皆様方から御意見をいただきたいと思っております。委員の方によってはペーパーを出していただいている方もおられますが、それをリファアーしながらの御発言でも結構でございます。金丸委員、どうぞ。

○金丸委員 今、大田議長代理から御説明を賜ったのですけれども、大田議長代理に御質問があるのですが、大田委員のペーパーは今の御説明に加えて御自身の御提案もなさっておられて、そうするとこの資料1と大田議長代理のこのペーパーは、セットで考えればよろしいのでしょうか。

○大田議長代理 私の提案は、私個人の提案ですので、また発言のときに申し上げますが、これはあくまでも議長と議長代理として取り上げる項目をまとめたということです。

○岡議長 他いかがですか。

鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 今の大田議長代理のお話の中で、もうワーキング・グループのお話をしてもよろしいのでしょうか。

ワーキング・グループも一応この事務局からどういうメンバーかという御提案がありまして、私は雇用関係を取りまとめるということでさせていただくということだと思っておりますけれども、一つワーキング・グループでどのぐらいの数をそれぞれ扱っていくのかという問題があるかと思うのですが、これは6月までということでもかなり限られているということと、あまり数を稼ぐとか、言い方は悪いかもしれませんが、小物をたくさん釣るというようなことではなくて、しっかり何でそれを選ぶ背景は何なのか。ある意味で数を絞り込んでやっていくというようなやり方が必要ではないかというふうに、これは第2回の会議でも同じようなことを申し上げたと思っておりますけれども、今のワーキング・グループの案件ということについては、それを申し上げたいと思っております。

それでこれは非常に簡単に御説明させていただきたいのですが。

○岡議長 よろしいですか。議題1では今、大田議長代理から御説明のあったこの会の全体の進め方、特に最重要案件の項目としてはこんな項目がありますよと。ワーキング・グループもやっていきますよということで、ワーキング・グループは後ほど詳しくやりたいと思っております。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 御提出いただいた資料1の2枚紙の2枚目の真ん中にある6月までのとこ

ろですけれども、要するに6月までの間にひょっとしたらがたがたと進むかもしれないわけです。それで我々は総理からの御下問をいただいて、それに基づいて議論するという立場になっているわけですけれども、例えば閣僚レベルでどんどん話が進んでしまって、それを後から我々が後から追いかけていくなんてことは本意ではないと思うのです。

そうしたら、情勢に応じてここに少し大きな案件でも、これは政治の場でも議論になっていることであれば、我々としても積極的に取り上げていく。こういう姿勢を持った方がよろしいかなと思っております。そういう理解でよろしいですか。

○岡議長 今の長谷川委員からの御指摘については、正に最後に大田委員が説明していた「産業競争力会議などから要請がなされた項目」というところに包括されていると思います。御指摘のような大きなテーマが出てきたときに、とりあえず議長と議長代理で議論をして、これはこの本会議でいわゆる最優先案件として取り上げて議論しようということにするのか、あるいはこれだったらこのワーキング・グループにお願いしようかということを決めてやっていきたいと思います。というのが、最後の提案の中に入っているわけです。

具体的にはTPPに関して我々の担当している規制改革の部分が議論となるような場合に、私どもでどこで取り上げるかを決めて、この会議に提案していくという進め方を考えています。極めて柔軟にやろうと思っています。

○長谷川委員 それでよろしいかと思えます。

○岡議長 森下委員、どうぞ。

○森下委員 進め方の問題なのですけれども、ワーキング・グループである程度成案といえますか、官庁との折衝も含めて規制改革の方向性が出たものが、最終的に最重要案件として次に本会議にかかってくる。こういう感じの位置付けの理解でよろしいですか。

○岡議長 少し違いますが、私どもが今日提案しているのは、ここに書いてあるとりあえず4つで、これは先ほど長谷川委員とのやりとりの中で、ここは柔軟に対応しますということですから、ここに書いてある以外のものも最重要案件として取り上げることはありますよということが第1点。

2つ目のワーキング・グループの方は、ワーキング・グループで答えを出してもらおう。

○森下委員 それはワーキング・グループで答えが出れば、その時点で本会議に上がらずに決着がつくこともあり得るわけですか。

○岡議長 本会議でやらないでというよりも、本会議には報告してもらおうことになると思います。第1回の会議のときにもありましたように、多くの委員の皆さんからワーキング・グループで決まったことには、我々委員は関係ないというようなことになるのですかというお話があったときに、私はあくまでもこの本会議が中心ですと申し上げました。したがって、効果的、機能的にやるためにワーキング・グループというやり方をやっているわけですが、そこで相当議論していただいて、決めていただいてよろしいのですけれども、最後はこの本会議で報告していただいて、この改革会議の結論にしましょう。こういうステップをとろうと思っています。

○森下委員 分かりました。

もう一点はタイムスケジュールとして、ワーキング・グループなり本会議なりがどの程度の頻度で開くようなイメージなのか。それがもしありましたらお教え願えればと思います。

○岡議長 本会議は月2回ぐらいのペースで考えておりますが、ワーキング・グループは多分ワーキング・グループのテーマによってもう少し柔軟に対応する必要があると思います。これからワーキング・グループのメンバーと検討テーマを決定した上で、ではどういう頻度でワーキング・グループをやるかというのは、私は基本的にはワーキング・グループの座長を中心としたメンバーにお任せしようと思っております。

○佐々木委員 ありがとうございます。

前回も申し上げたのですが、今まで決まったことと言うのでしょうか、今までの規制改革会議でかなり結論まで、結果は出ていないが、こういうことではないかというふうに決まった事項について、事務局からしっかりと出していただいて、それについては何が問題で止まってしまっているのかということ进行分析しながら進めたいということをお願いしたのですが、それが今回の6月までの進め方のところにはあまり明確に入っていないように思いました。ここはどのようになっているのでしょうか。

○岡議長 事務局から補足説明があったらお願いしますが、私の考えをまず佐々木委員にお答えしたいと思います。

どこまで遡るかですけれども、過去3年なら3年、4年なら4年の閣議決定された項目というものがあるわけです。これは改革の方向性が出ています。しかし、実際にまだ法令化されていないとか、何か変わっていないというようなものはリストアップできます。ほぼできていると私は理解しております。ですから、これを本会議の場でそれを提示して議論するのか、あるいは今までこういった項目が閣議決定されておいて、今はまだこういう状態ですよというものを整理したものを各委員にお配りすればよろしいのかなと思っております。

○佐々木委員 そうすると3年と言わずに5年でも10年でもこの規制改革会議の中で決まったことで閣議決定までされているのに、実際には実行されていないというものがあつた場合に、何が決定されて、何日に閣議決定されて、何が理由で止まっているのかということのチャートみたいなものを1回紙でもいただいて、その中で6月までにできる項目なのか、あるいは何かの命令なり総理始めとする上からの一言で動くようなことがあるのかということは、あまり多くの時間をとらなくても資料さえあれば点検はできるのではないかと思いますので、資料を出していただければと思います。

○大田議長代理 閣議決定されたものは決定されたものとして整理する。それともう一つ、例えばこの最優先案件の2つ目の保育ですけれども、これは岩盤規制の一つで、長い議論の蓄積がありますから、こういうものはこれまでの議論を整理して、賛成点、反対論を整理して、その上で議論してはどうかと思います。

○岡議長 どうぞ。

○滝本室長 関連で事務局の方から。

前回の議論でもそういう御指摘を何人かの委員から受けておりますので、近々幾つかの主な重要な課題について、それがなぜ進んでこなかったのか。そういうことについて勉強会を開催させていただきたいと思っておりますので、それはまた近々、御案内を申し上げます。

○岡議長 よろしいですか。

○佐々木委員 「主な」と言われると何が外れてしまうのかなと思うので、一応リストは全部出していただいて、何か主要なもので勉強会というものが必要なのであれば、声をかけていただければと思います。

○岡議長 今の佐々木委員のお話で、期間をどれだけとるかということは事務局にお任せしますけれども、3年なら3年、4年なら4年の期間に閣議決定された規制改革項目は大部分かりますから、そこで取捨選択することなく一覧表にしてお届けすることはできます。

それと今、事務局からあったように勉強会という場を、この会議とは別に持つのですね。勉強会の場を持ちますので、御関心の委員の方には参加していただいて、知識を深めていただくということだと思います。

翁委員、どうぞ。

○翁委員 進め方についてのペーパーを読ませていただきまして、やはり6月までということだとあまり時間がございませんので、2ページ目に書いてございますが、各ワーキング・グループから2個ずつぐらいというのと大体8項目ぐらいになると思うのですけれども、これを重点的に本会議でしっかりと議論をしていってはどうかと思っております。実際に相手の省庁の方を呼んで集中的に、効果的に進めていくという対応をとってはいかがかと思っております。

それから、保育につきましては紙を出ささせていただきましたけれども、最優先案件に大田議長代理が挙げておられますが、子ども・子育て関連3法は成立しておりますけれども、現下の保育需要には十分対応できておりませんので、つい最近も杉並区で認可保育所に入れないということで異議申立てを区に行うという動きもありますので、裏のページにも書いてございますけれども、安倍政権として成長の上でも、少子化の上でも保育需要を満たしていくというのは、非常に重要なことなのだと認識していただいて、具体的なここに書いてあるような項目、特に都市部で深刻になっていきます待機児童の問題について、規制改革会議としてこういった項目を着手していく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

後段の部分は私どもの提案に沿った御意見だったと思います。

前段の部分につきましては、私どもの提案は、ワーキング・グループで議論して、優先項目を決めてやるのところまで提案しているわけです。必要に応じて本会議に上げてもらっ

て、例えば本会議でヒアリングをすとかいうことは手法としてあると思いますが、今日の提案は、とりあえずそこはワーキング・グループに任せようという提案であります。

○翁委員 その選択をするというところまでは、このとおりで結構でございますけれども、その後の進め方としてあまり時間がございませんので、集中的、効果的にどうやって進めていけるかということを考えて方がいいのではないかという御提案でございます。

○岡議長 金丸委員、どうぞ。

○金丸委員 再確認をさせていただきたいのですけれども、この最優先案件という定義なのですが、このペーパーの一番最初を見ますと、経済成長の観点から早急に取り組むべきであり、かつ、困難な項目（最優先案件）と書いてあるのですけれども、こういう定義に至るまで議長と議長代理でどんな御相談があったのかということと、その最優先案件をたくさんの中からこの4つをお選びになられた理由。かつ、この（1）から（4）の順番も気になったものですから、どういう背景とか、どういう理由があつてこれをお選びになられているのかをお聞かせいただけないでしょうか。

○岡議長 まず簡単な方から言いますと（1）から（4）の順番は、一切意味はありません。なぜこの4つのうち、最初の3つを選んだのかということについては、資料1の冒頭に「経済成長の観点かつ困難な項目」と書いてありますが、特に（1）と（2）は先ほどの佐々木委員の発言にもありましたけれども、長年取り組んできてなかなか答えの出でこなかった解決困難な項目と位置付けております。ともにそれを取り上げたのは、ここへ来て非常にこれがいろいろな意味で注目を浴びており、かつ、早急に決着しなければいけない案件なのだろうという、ある意味では時間軸の観点から6月までよりももっと早く決着をつけるべき項目ではないかということで、特に保育は、正に経済成長の観点からということでも大変重要なテーマであり、解決が大変緊急性の高いテーマではないか。もちろん他にもそういう項目はございますが、特にこの2つはそういう形で取り上げよう。

3つ目は、エネルギー全体の問題であります。エネルギーと環境のいわゆる両立をどうやって図るかというのは、これは長年の課題で今後の課題でもあります。特に福島原発事故が起きた後、御存じのように原子力発電所が稼働していないという今の環境下において、エネルギーを安定的に確保するにはどうしたらいいのかというのは大きなテーマだと思います。その意味からすると、再生可能エネルギーを増やしていくことと同時に、即効性のある火力発電というものが必要なのだろう。そんな意味から、これも緊急性があるのかなと。原子力の話がそう簡単に決着がつくと思いませんので、そういう意味でもこの3番を取り上げたということです。

4番目は（1）から（3）と少し違いまして、今すぐではないかもしれない。しかし、今、電力システム改革という大きなテーマで議論されている中で、いつ我々の方に、規制改革会議の方にこういうテーマの議論を進めて欲しいというものが飛んでくるかもしれない、そういうテーマではないかということで、こういうものは他にもあるけれども、代表選手でこれだけ挙げておこうと（4）を挙げさせていただいたわけです。

ですから（１）から（３）と（４）では時間軸に多少差があるかもしれません。そんなことですが、よろしいでしょうか。

○金丸委員 今の議長の御説明ですと６月よりも早く解決できるものは解決しようということですが、よろしいですね。そうするとインターネット等の販売については過去いろいろな議論があったわけですが、最高裁判決等も出て少し進んだ感が（１）はあって、ただ、タイムリーにこの会議体としても、こういう分野の規制についてはどういう考えを持っているかということを示すという程度なのかなと。

あと、林先生の方には書いてございますけれども、一方で開放するのはいいが、自主的なルールも必要かもしれないみたいなことが書いていらっしゃるけれども、そういう観点からの議論は一部あるかもしれませんが、長い間、我々のこの本会議で議論するのかなと思っ、そういう感じを受けています。

（３）については、昨今のエネルギー事情からすると岡議長がおっしゃられたとおりで、これも相当緊急性があるのだろう。

（２）は多分我々全体が議論してというか、大きなテーマだと思いますので、これこそ①、②以外のことも含めて、総合的に子育て支援については大きな目玉になり得るのではないかと、こんな理解でいます。

（４）については、これも私は経済同友会で一番経済界で先んじて、いわゆる需要者の視点からイノベーションという提言を出させていただいて、その中でそういう需要者の視点からすると電力小売の全面自由化であり、発送電分離というのは必要ですよという提言をさせていただいたものですから、これもずっとそれ以降関わっているのですけれども、この（４）も規制改革会議は本会議で相当議論しなければいけないということは、今のところ私はそんなに出番がないと思っていますので、先ほどこの４つをお選びになられたのはなぜかということをお聞きしたのですが、もっと他に大きなテーマがあるのではなからうか。

岡議長がおっしゃられた最初の２つ、さくっと緊急性があるものは６月までに解決をしたいとおっしゃられたので、そうすると２個減るわけですから、それ以降、本会議でまたもっと重要なテーマがあれば、またここはこのテーマについては変えて加えたり、修正したりしてやっていくという理解でよろしいでしょうか。

○岡議長 おっしゃるとおりです。定義としては最優先案件という呼び方にしていますけれども、新たなものが今後ともどんどん継続的に出てくるという御理解をしていただいたらよろしいと思います。

○鶴委員 今の最優先案件についてなのですが、具体的に今、金丸委員から御説明があつて、若干性格が違うものがあると。これをどんな例えば順番というか、どういう感じで、シーケンスでやっていくのかとか、one by oneであるところが解決したら次に移るというやり方もあるでしょうし、やや同時並行的に走らせてやるようなやり方がありますし、具体的にどのようなやり方を想定されているのでしょうか。

○岡議長 正に今、鶴委員がおっしゃったことも、金丸委員がおっしゃったことも、両方とも私は同じ考えを持っていて、要するに、この会議として、これは最優先案件としてトッププライオリティで取り組んでいこうというテーマは、これからもずっとあると思うのです。だからこれをやっておしまいではなくて、私と大田議長代理で、最優先案件としてとりあえずこのテーマから取り組もうということをごさいます、これでおしまいではない。そのような取り組み方というものを今後ともやっていこうではないかということです。

今日皆さんに御議論いただきたいのは、そういう取組のやり方と、とりあえずのテーマとしてこの4項目でいかがでしょうかという2つの御提案ですが、前者のところも後者のところも含めまして、非常に柔軟に、これからこの改革会議が1年も2年も3年もやっていくでしょうから、その都度その都度、最優先案件として取り組むものが出てくるだろうと認識しております。

この4つも先ほど来のお話のように、若干スピード感に差があるように思います。それを正に同時並行的にという、今、鶴委員がおっしゃったような形でやっていったらよろしいのかなと思います。

○鶴委員 一言申し上げたかったのは、いろいろな案件でがっとなるときと、全然進まないときと、いろいろあるのです。それでこの項目をうまく会議が次は何をトピックにするのかというのを、そういう進み具合とかいろいろ組み合わせながら、うまく全体がある意味で同時並行的に進むようなやり方を会議してもお考えいただければというのが、私のお願いでございます。

○岡議長 分かりました。

○大田議長代理 おっしゃるとおりだと思います。ここに掲げました4つは、薬のインターネット販売は今、厚生労働省でルール作りの議論が進んでいますので、それを今日ヒアリングして、私どもとしても提言を早く出す。早く出してルール作りを見守るのだと思います。

本会議で扱う案件というのは、同時には2つぐらいかなと思いますので(2)と(3)は多分同時にやっていって、一つが早く決着したら次を出すということだと思います。

(4)は法制化の様子を見守って、必要だったらアクションをすぐとるとということだと思います。

○岡議長 林委員、どうぞ。

○林委員 ワーキング・グループの進め方について先生方のお話を聞いているうちに、ようやくイメージができてきたのですが、資料1の2枚目にありますワーキング・グループ案件を具体的に言うと、まずは6月の項目として項目のリストアップをする。それから、次回の本会議までにそのうちの優先項目を2つ選んで、それは次回の本会議に御報告する。選んだものについては、その2つについては少なくとも6月末までにはワーキング・グループとして結論を得て、本会議に御報告できるように結果を出す。そのような色分けで理

解してよろしいでしょうか。

○岡議長 林委員の御質問がありましたので、ワーキング・グループのメンバーと検討項目に関する事務局の説明を聞いていただいた上で、また皆さんの御意見を聞いた方がよろしいような感じを受けました。

○大田議長代理 少しよろしいですか。進め方全体の提案させていただきます。これは個人の提案です。今後の進め方についての提案という1枚紙を出しておりますので、お話しさせていただきます。

まず第1点として、6月の成長戦略にそれまでの成果を書き込みますけれども、その時点で例えば大玉の中に未決着のものもあるでしょうし、継続して取り組むものもあると思いますので、規制改革の受け皿として政府として規制改革計画を策定して、閣議決定していただく。そして、そのPDCAを行いながら改革を進めることが重要ではないかと思っております。年内に政府として規制改革計画を策定してはどうか。6月に成長戦略あるいは骨太方針に、その年度の方針を掲げ、年末にその答申をするという、この1年サイクルの取組でPDCAを行ってはどうか。

今年についてはスタートの年ですので、6月までに今後の取組方針の大枠を示す暫定版の規制改革計画を策定してはどうか。これは政府としての御判断になりますので、稲田大臣にも御検討いただければと思います。

2番目、今後の進め方として次の点を確認してはどうだろうか。先ほど鶴委員からもありましたように、規制の数を稼ぐのではなくて、成長や雇用創出のボトルネックとなっている重要かつ解決困難な規制に絞り込む。提言は事務局ではなく委員が執筆する。議事概要は原則として開催の1週間以内に発表する。15名の委員のチェックに事務局は御苦労しておられると思いますが、締切日までに返信がない場合は了解とみなすということはどうだろうか。ワーキング・グループにおける専門委員の候補者選定、開催、提言等は、各ワーキング・グループの座長のイニシアチブで行ってはどうか。先ほど森下委員から御質問がありました会議の頻度とか、その際のアジェンダをどうするかという段取りがとても大事だと思っております。役所ではこれをロジといいまして、会議の中身がサブで、段取りがロジですけれども、私の経験ではサブよりロジが大事です。これを委員主導で行うことが望ましいと思いますので、最後に書きました本会議を機動的に進めるために議長、議長代理、ワーキング・グループ座長による運営チームを設置して、開催頻度ですとか進め方を議論して提案を作ってはどうか。

3番に岩盤規制への取り組み方ですが、既に今出ている議論です。6月までに2つ程度、年間3～4のペースで取り組んではどうか。これは岩盤ですから決着がつかない場合は結論を出す時期を明記する。それから、先ほど佐々木委員からありましたように、既に豊富な議論の蓄積がありますので、論点を整理して、賛成論、反対論を整理して改革の進め方を練った上で議論に入ってはどうか。規制改革によって目指すべき姿を明らかにして、全体パッケージの中で個々の規制事項を取り上げて、事後的チェックの強化や条件整

備と併せて提言する必要があると思っております。

裏にまいりまして、法律に基づかずに通達や行政指導による規制が行われているケース。こういうものは原則廃止する。これを6月までに徹底する。もし規制が必要なら国会審議を経て法制化すべきですし、行政指導の形で規制を継続する特別の理由があるかどうかは規制改革会議で審議するというので、4については委員の皆様の御異論がなければ、事務局に各省にこのように通知していただきたいと思っております。

最後、常時受け付ける案件です。即断即決で解決すべき規制についてはホットラインを設置していただければどうか。技術変化に対応しないまま放置されている規制については、稲田大臣直轄で解決していただくべく、規制の弊害について現場からの要請を受け付けるホットライン、差し出がましいのですが、稲田ラインを設置してはどうか。ここですぐに実態を調査して解決して、解決が迅速にできない場合は該当するワーキング・グループにつないではどうだろうかという御提案です。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、事務局から4つのワーキング・グループの構成員、座長候補について、各委員の御希望を聞きながら作っていただいたショートリストを参考に、私と大田議長代理と御相談の上、決めましたので、事務局の説明をお願いいたします。

○滝本室長 まず資料2をお願いいたします。

今、議長の方からございましたように、議長、議長代理の御指示に基づきまして、各委員の御希望も踏まえながら作成したものでございます。お一人2つまでのワーキング・グループに入れるようにしております。もちろん、前回決定されましたように正規のワーキング・グループの構成員にならなくても、委員は全てのワーキング・グループに参加することが可能になっておりますので、念のため申し添えます。

資料2でございます。

健康・医療ワーキング・グループにおきましては、翁委員に座長になっていただければどうかということで、その他のメンバーといたしまして安念委員、金丸委員、佐々木委員、林委員、森下委員を載せております。

エネルギー・環境ワーキング・グループにつきましては、安念委員に座長になっていただければどうか。その他佐久間委員、林委員、松村委員となっております。

雇用ワーキング・グループにつきましては、鶴委員に座長になっていただければどうか。その他浦野委員、佐久間委員、佐々木委員、長谷川委員となっております。

創業等ワーキング・グループにつきましては、大崎委員に座長になっていただければどうか。その他浦野委員、金丸委員、滝委員、長谷川委員、森下委員となっております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

続きまして、今の4つの分野別ワーキング・グループで重点的に検討すべき事項につきまして、本日、皆さんとの議論を踏まえて決定したいと思っておりますので、事務局からの議論

のための案を説明させていただきます。

○滝本室長 資料3でございます。議長、副議長の御指示に基づきまして、前回会議で提出いたしましたこれまでに提起されている課題の代表例、資料2となつてございますが、前回のもの。それから、その後、各委員から提起されました追加的な提案の中から事務局で選定したものでございます。

資料1の議長、議長代理のペーパーにも示されております、成長戦略として盛り込むにふさわしい適格性や実行可能性などを勘案しながら、また、当面事務局レベルで関係機関と折衝した方がよいと思われるようなものを除いて掲げたものでございます。個別具体につきましては概略を中原参事官から御説明申し上げます。

○中原参事官 それでは、お手元の資料3を御覧いただければと存じます。

最初に健康・医療分野でございます。

1. 再生医療の推進からでございますけれども、研究に使用する細胞が円滑に入手できる仕組みの構築や、外部委託を可能とするルール整備を行うこと。

2 番目に医療機器の民間開放の推進としまして、第三者認証の範囲を拡大すること。

3 番目に、革新的医薬品・医療機器の薬価算定ルール等の見直しでございます。革新的な医薬品や医療機器についての開発者のインセンティブを十分に引き出せるような薬価の仕組みとすべきではないかという御提案。

4 番目に、いわゆるドラッグラグなどを解消する観点から、治験開始前のデータであっても、一定の条件の下で治験データとして活用することを認めるべきではないかという御提案。

5 番目としまして、これから健康大国を目指すに当たって付加価値の高い農産物とか加工品の開発を促進する観点から、一定のものにつきましてその効果、効能に関する表示を認めるべきではないかという御提案。

6 番は言うまでもなく、保険外併用療養についての御提案でございます。

7 番目としまして遠隔診療の普及という観点で、対面診療と比べて低い診療報酬を見直すといった形で、遠隔診療の普及を図るべきではないかという御提案。

8 番目に電子カルテ、処方箋、レセプトといったこれまでの電子化の残された諸課題を解決すべきではないかという提案。

9 番目としまして介護事業の効率化ということで、社会福祉法人の経営の透明性を一層向上させまして、経営の一層の効率化を図るべきではないかという検討事項。

10 番目としまして保育に係る規制改革としまして、認可保育所の保育士の設置基準の見直し、あるいは株式会社の参入の促進、事業所内保育施設の充実といったお話。それから、保育行政の在り方の見直し等々が御提案されてございます。

3 ページ、エネルギー・環境分野でございます。

1 番目としまして、地熱発電の開発可能地域のゾーニングなどの手法により、こうした自然エネルギーの導入を促進すべきこと。

2 番目に、変電所のバンク逆潮流制限の緩和措置に関する提案でございまして、こうした制限を解除することによりまして、メガソーラーの普及を図るべきであるという御提案。

3 番目が先ほど来、出ております石炭火力発電所の環境アセスメント手続についてです。

4 番目が、これも先ほど来、御指摘のありました電気事業制度改革。

5 番目に観光水利権に従属する小水力発電の普及促進ということございまして、現在の手続というものが必ずしも明確でなかったり、あるいは申請書類が複雑であったりすることから、こうしたものについての規制の合理化を図ることによりまして、新規の発電水利権の要件を明確化するなどの手続をとることによりまして、こうしたものの推進を図るべきだという御提案。

バイナリー発電設備に関する主任技術者あるいは工事計画届出の不要化の範囲を拡大しようという御提案。

7 番目としまして、次世代自動車の普及を加速するためのインフラ。急速充電器ですとかガソリンスタンド、水素スタンド、天然ガススタンドといった、こうした各種保安規制をそれぞれの競争条件に配慮しながら見直しを図るという御提案。

グリーン料金メニュー等への対応に係る地球温暖化対策推進法上のCO2排出係数の算出方法の見直しという項目でございまして、CO2に配慮したようなエネルギーの調達をしたいという需要家がいる場合に、こうした需要家のインセンティブを十分に引き出せるような料金体系を作るべきではないかという御提案。

5 ページ、雇用分野でございまして。

1 番目に働きやすい労働環境の整備としまして、女性あるいは高齢者、若者といった方々の労働力率を高めるために、企画業務型裁量労働制の見直しですとか、あるいはフレックスタイム制などの見直しなどを図ることによりまして、ワーク・ライフ・バランス等に配慮した労働時間規制とすべきではないかという御提案ですとか、あるいは勤務地や職務限定が社員に対する雇用のルールを整備することによって、多様なシームレスで柔軟な働き方の充実を図るべきではないかという御提案。

2 番目としまして、労働条件の変更規制の合理化に関する御提案。

3 番目に派遣に関しまして、いわゆる付随業務の範囲を見直しして、現場の混乱を解消し、専門26業務、付随業務あるいは自由化業務の区別の明確化を行うべきであるという御提案。

4 番目としまして、派遣元の無期雇用労働者に対しては、期間制限を課さないこととすべきではないかという御提案。

5 番目としまして、医療分野における労働者派遣の拡大を、医師以外の者にも広げるべきではないかという御提案。

有料職業紹介事業の見直しとしまして、これまで来、議論されております年収要件ですとか、あるいは経営管理者といった限定を柔軟化すべきではないかという御提案。

7 番目としまして、高卒の新卒者と求人者のマッチングを促進する観点から、ハローワ

ークを經由することになっている手続、募集する仕組みを見直すべきではないかという検討事項がございます。

8番目としまして、労使双方が納得する解雇規制の在り方としまして、解雇に係る規制の明確化ですとか、解雇が無効であった場合における救済の多様化といった形で、使用者、労働者の双方が納得するルールの下で、仕事が遂行できるような労働環境の整備を行うべきではないかという御指摘がございます。

6ページ、創業等分野でございます。

一つ目が、企業内容等の開示の合理化ということでございまして、米国におけるJOBS法などの規制の改革があることを参照しつつ、IPOのコストを低減させる観点から、企業内容等の開示の合理化等を図るべきではないかという御提案。

潜在的に大きな需要があるという指摘が従来からされております、ビックデータビジネスというものを普及させるために、個人情報利用制限といったものについての見直しをするべきではないかという御提案。

いわゆる物の動きの活発化という観点から、現在の貨物の蔵置場所に申告しなければいけないということにつきまして、特定輸出者の輸出申告については申告先の税関官署を自由化すべきではないかという御提案。

これも従前から議論があるところだと存じますがけれども、区分所有法における決議要件、頭数、持ち分用件で5分の4というところを緩和しまして、その建替えを促進すべきではないかという御提案。

容積率の緩和ということで、既存不適格マンションの建替えを促進する観点から、容積率の割増しなどを行うべきではないかという御提案が5番目でございます。

お金の流れをさらに良くしていくという観点から、あるいは労働力の流動化といったことについての環境整備を図るという面も間接的には持ち得るかと存じますがけれども、確定拠出年金の見直しあるいは確定給付年金の見直しといった提案がございます。

出資法・利息制限法における利率制限・総量規制の見直し。

日本郵政株式会社以外の民間事業者も、信書の取扱いを可能とすべきではないかという意味での信書郵便法の見直し。

総合的な取引所の創設としまして、証券、金融商品を一体的に取り扱う取引所を早期に創設すべきでないかという御提案。

最後に、中小企業信用保険制度の対象業種の範囲等の諸規制を含めまして、産業としての農業の競争力強化の観点から、その在り方を見直しを図るべきではないかという提案が11番目でございます。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

事務局からの、4つのワーキング・グループの座長を含む委員の皆様方の御提案と、今までの議論を踏まえて、各ワーキング・グループでこのような項目を取り上げてはいかが

かという御提案でございます。

同時に先程議論しましたように、このワーキング・グループの複数ある項目の中から優先的に取り上げていこうというものを1つ2つ、2つ3つでもいいのですけれども、そういったものを決めていただいて、それを次回の本会議に御報告いただくという、その辺まで含めた上での議論、意見交換をしたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

○大田議長代理 先ほどの林委員の御質問なのですけれども、今のこの検討項目の中で6月までにやるものを今日選ぶというのが議長と私の提案です。それ以外は削除ということではなくて、次に送るわけですけれども、6月までにこれをやるというものを決める。その後でワーキング・グループで優先案件を2つ選ぶということです。

したがって、そんなにたくさん取り上げられませんから、6月までの全体項目も各ワーキング・グループ2つという場合もあるでしょうし、3つのうち2つが優先になる場合もある。4つのうち2つが優先になる場合もあるということです。

○岡議長 金丸委員、どうぞ。

○金丸委員 先ほど大田議長代理というか、大田議長代理が個人で御提案をされたものの扱いはどうなるのですか。先ほど今後の進め方についての御提案という中に、結構大きな話もあったように思うのですが。

○岡議長 大田議長代理の御意見は、個人の御意見という形を出していただいています、多分、金丸委員がおっしゃったのは最初の年間計画を作るとか、そういうようなところを指摘されているのですか。

○金丸委員 政府にも関係するところは政府にお考えいただきたいというところで、多分、大田議長代理の話は終わっていたと思うのですが、それ以外に今後の進め方として次の点はどうかという話がずっと説明があって、今日委員の人の賛成が得られたらそうしたいというお話もあったのではなかったでしょうか。

○大田議長代理 ありがとうございます。

では、御反論があれば是非承って、御反論がなければこのように事務局にお願いするということで。

○金丸委員 分かりました。反論はありませんので、このようにしていただければと思います。

○岡議長 先ほど来申し上げているように、前回の会議で4つのワーキング・グループを設置することは決まったわけですから、今日はメンバーの確定と、各ワーキング・グループで取り上げる項目、この2つは決めたいわけでございます。

さらに、その中から優先的に取り上げる項目をワーキング・グループの中で議論していただいて、是非次回の本会議に報告していただきたいということでございます。

浦野委員、どうぞ。

○浦野委員 確認ですが、例えば資料3のものは、座長予定の方々と事務局の方で整理された先ほど伺ったわけですけれども、例えば創業等分野の11番で農業の競争力強化とあ

りますが、ここの中身を見ると本当にその中の小さなポイントが1点だけ、という感じで全くこれでは内容的にどうかと思うのですが、そういう議論はワーキング・グループの方に任されて、ここではあくまで項目として挙がっているだけという理解でよろしいですか。

○岡議長 今日たたき台として提出させていただいたのは、前回の皆様方の意見も踏まえて事務局が作ったものであります。したがって、今日御提案している座長の皆さんの意見はまだ反映されておりません。ですから、まずこの会議で項目を決めて、そして各ワーキング・グループに検討をお願いしていくというステップでございます。

○長谷川委員 大田議長代理の1枚紙のペーパーは私も大体賛同です。

その上で少し念のためですが、この専門委員の候補者のところは実は総理大臣の権限なのです。御承知と思いますけれども、だからそのところとぶつからないように座長が決める。イニシアチブをこの後こう書いてあるので、お分かりの上で書いているのだと思いますが、是非議長代理と議長と稲田大臣に了解を得て、総理にお願いをする。このところは踏まえていただきたいということでございます。

○岡議長 おっしゃるとおりで、最後に申し上げようと思っていたことを今、長谷川委員にさせていただいたのですが、専門委員の人選については各ワーキング・グループから出していただいて、私と議長代理と、当然必要に応じて大臣ともご相談した上、総理に提案するというステップになると思います。

○森下委員 先ほど来ワーキング・グループで6月までという話が出ているのですけれども、6月までにこれが可能で、他のものが可能でないというのは、一体どなたが判断されているのですか。逆にできるものがあつたらここに入れる必要がないぐらいの勢いで決まっているわけですね。そうすると、むしろできないような大型を入れていかないとワーキング・グループの意味がないように思うのですが、いかがなのでしょう。

○岡議長 この中で、6月までにできるもの、できないものについては、私はまだ判断できていないと思います。したがって、6月というのはもうわずかですから、私は結果的にできると思ったけれどもキャリーオーバーするものがあり得ると思います。しかし、このワーキング・グループをスタートするに当たっては6月までに何とか答えを出すように努力しようと、ワーキング・グループの皆さんに御尽力いただくわけですが、そういう思いでやってみないと本当にできるかどうか分からないと思います。始めからこんな無理だ、2年、3年かかるというものがもしもこの中にあれば、それは外そうかというぐらいにお考えいただいて、一応、努力したらできると思われるものをやるつもりでやろうと、このように受け止めて欲しいのです。

○森下委員 逆にそれであれば、医療分野は医薬品と医療機器の抜本的な改革というものを入れてもらわないと、つまみ食いばかりの話が出てくると思うのです。どちらかと言うとこの6月が無理であれば、その先も含めて議論するというので、例えば医薬品医療機器の審査の見直しであったり、あるいはPMDA自体の在り方であったりとか、大きいテーマを入れてもらって議論をさせてもらわないといけない。私の目からすると今まで積み残し

た小さいものばかり入っている印象があって、このところを変えると、変えること自体はいいのですけれども、その後の玉が改めて出し直すというのは無駄な気がするのです。

むしろ全体の改革の中で今できるのはここであるという理解であれば構わないと思うのですが、その意味では章立てとして健康・医療分野に関して言うと医薬品、医療機器という大きい改革があって、その中に再生医療や、医療機器の承認審査、革新的な治験制度、薬価ルールといった形の建付けでないという意味がないのではないかと思いますので、そういう意味では全体のところを一つ入れていただいた上で、そのように書いていただければと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

今の森下委員の御意見は、追加項目という意味合いで受け止めたいと思います。

他いかがでしょうか。松村委員、どうぞ。

○松村委員 まず今の森下委員の御指摘は非常に重要だと思います。これは大田議長代理がお出しになったペーパーの2ページの1番のところが非常に重要であるということでもあります。

1番の規制改革計画という大きな枠組みを作るところで、その視点を落とさないようにという指摘だったと理解します。

次の点も大田議長代理の出されたペーパーに関してです。数を稼ぐのではなく、重要かつ困難な規制に絞り込むという視点は、非常に重要なことだと思います。これは小さな手軽にできるような規制改革をたくさんやって、アリバイのようにしてしまうことを防ぐという意図なのだと思います。この点確かにもっともです。

ただ、本当に国民が困っていることを次から次へと解決していくこと自体が否定されるべきものではありません。これを口実にして、アリバイとして、本当にやらなければいけない優先課題、重点課題を後回しにしてはならないということだと思います。この大田議長代理の提言でいうと最後の5のところがちゃんと機能することを前提としないと、絞り込むのはとても危険です。今、本当に困っていてすぐ対処して欲しくて、早急にでもできるようなことは、これからも次々と出てくると思います。この5のところを充実させることを前提にした上でないと、数を絞り込むのは相当危険なのではないか。

5のところをちゃんとやるとすれば、すぐに解決できないものは十分時間をかけた後でワーキング・グループに回す必要はなく、ワーキング・グループの専門的な知見がないと対応が難しいものは、すぐにでも回していただきたい。もちろんそれに忙殺されて、ここで決めた重点のものができなくなることはあってはいけないのですが、ワーキング・グループでも早く対応することも併せてやるべきだと思います。

最後に、岡議長が言われた、結果的にキャリーオーバーになることもあり得るという指摘を聞いて、少し安心しました。このことをちゃんとしておかないと、本当に6月までに必ずできそうな簡単な課題だけ1つ、2つ選ぶということになると、全く逆の方向に行ってしまう。この点を確認させていただいて安心いたしました。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

大田議長代理とも話をし、とりあえず今日の提案は、6月までに取り組む規制改革の項目について議論することにしました。規制改革というのは、継続的に長期にわたってやるべきテーマですから、時間軸の置き方によって、この6月までに最優先案件でこれだけはとことんやろうではないか。必要なものがあつたら追加してやるよ。また、4つのワーキング・グループで幾つかに絞り込んで、さらにその中から優先事項を2つぐらいに絞り込んで6月までに成果を出そうではないかという考え方と、大きなテーマを息長くやっていくという考え方の両方がある。

今日の提案で、資料1の3階建ての絵で書いたのもそういうことでございまして、この3階建ての一番下の「常時受付案件」についての議論を今日はほとんどしていないのです。私はこれからどこかでやろうと思っておりますけれども、そういう中で大田議長代理から、ここにも関連する御提案が出たわけですが、皆さん御存じのように、この常時受付案件というものについても以前は春と秋に年2回、国民なり各種業界等々からの受け付けをして、フォローアップするというやり方をやっていた時期もありますし、あるいは国民の声、ハトミミとかいうものを作って常時受け付けるようなやり方もしたことがあります。今後、私ども規制改革会議において、この常時受付案件をどのような形で取り組んでいくのかという議論は、また別の会議でやりたいと思いますが、今日一つの考え方として大田議長代理からの御提案があつたと受け止めていただいて、これからさらに議論したいと思っております。

○森下委員 くだいようなのですけれども、先ほど松村委員が言われた話は大変重要で、全体の規制改革計画みたいなものを出さないと、農業であれ医療であれ、つまみ食いしたという批判を食らう可能性があると思うのです。そうではなくて、あくまでもかたい岩盤の中で、ここに関しては穴が開いたという全体像が見えないと、規制改革会議は小さいものばかりで何をやっているのだということになりかねないので、是非早めに規制改革計画、これは案でも構わないので、全体像が見えた上で6月はここまでやりましたという形に持って行っていただけないかと思っております。

○岡議長 検討します。

○大田議長代理 松村委員が言われたことで、私の提案の中にもあるのですが、6月までに決着がつかない場合は、成長戦略にはいつまでに決着するということを示す。それが重要だと思っております。

○岡議長 林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

先生方のおっしゃられたご意見を、それぞれ是非採用していただきたいと思っております。

それで本日、私の名前で第3回規制改革会議の進め方についてというペーパーを出させていただきました。そこで申し上げていることは、これまで先生方のおっしゃられたこと

と私は共通していると思っています。

今、資料3に挙げられている検討項目には異存はございません。ただ、項目の挙げ方については、工夫が必要だと思います。大きな政策目的を掲げた上で、その手段として今ここに挙げられているような項目をやるのだということを国民に説明できるような形で、我々はこの作業を進めていく。そういったアピールをしないと規制改革を実現することはできないのではないかと考えています。

その観点で、私が、医療福祉分野について具体的な整理を試みたのがこのペーパーです。ここではA、B、Cの3つに大きな政策目的（課題）を挙げました。そのそれぞれについての手段に当たるのが、例えば目的Aは「情報通信技術を活用して医療の仕組みを国民本位に変える」。こういう政策の手段として手段A-1の電子カルテシステムの共通化を実現する。これは十数年来厚生労働省の中で議論されているにもかかわらず、実現していないことをごさいます。

目的Bの、これも森下委員がたくさん挙げられているところは、その中の手段をいろいろ挙げてくださっていると思うのですが、要は「最先端の医薬品や医療機器などを迅速に国民に届ける」。これは本当に国民が今、望んでいることでありますので、ではそれをするにはどうすればいいかという手段が、例えばB-1の日本国内での治験の促進であります。治験の促進のためにはどうすればいいかと言えば、今回の項目にいろいろ掲げられておりますような審査機関の充実などの手法がごさいますので、そういったものやっていくことになると思います。

医療・福祉分野の政策目的のCですが、「安心して長生きできる国にする」。そういったまずは政策目的を掲げることが重要ではないかと思っています。老後の不安があるために消費も活性化いたしませんし、安心できる形にしなければいけない。ではどうするかという手段として介護や保育の事業をより活性化するという、資料3に掲げられているような検討項目があるのではないかと考えております。

したがって、資料3に個別に掲げられている検討項目自体には賛成しておりますが、掲げ方について工夫が必要であると思います。

○岡議長 ありがとうございます。大変貴重な御意見でございます。

ただ、前回も申し上げたかもしれませんが、ワーキング・グループを作った4つのうちの3つは総理から稲田大臣に指示が出た分野で、それぞれについては大きなビジョンがごさいます。ですから、その下で今、林委員がおっしゃられたように、さらにそれをブレークダウンしてA、B、Cのようなものを作った方がより分かりやすいではないですかという御意見は私も良く分かります。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 せっかく資料1を出していただいているので、ここに掲げられた薬のインターネット販売は現実に起きてしまっているわけだから、とっととやらなければ何をやっているのだという話になるので賛成です。

2番目の保育サービス。これも先ほど翁委員がおっしゃられましたけれども、翁委員のペーパーにも出ていますが、横浜で成果が上がっているのです。だからこれをさっさとやる。実際に横浜の人たちは見ているわけなので、これを取り上げるというのも賛成でございます。

(3)と(4)についても基本的には賛成です。

さらにもう一つだけつけ加えて、これは質問しながらですけれども、今、林委員のペーパーでも出ていた電子カルテシステムのところですか。これは例えば医療ツーリズムみたいなものをやろうと思ったら必要になるのではないかと。韓国とかシンガポールでもものすごく医療ツーリズムという話が出ていますが、これは実はメディアも注目している話なのです。なので、電子カルテシステムはものすごく大物かもしれないけれども、これを例えば特定の病院だけでやるとか、そんなようなことができるのかできないのか私は良く分かりませんが、注目度から言ってこれを最優先に上げられないものかどうか御検討いただけないか。その辺は林先生の御専門だと思うのですけれども、話は聞きたいなと思っております。

以上です。

○岡議長 最優先事項に今の電子カルテを挙げるかどうかについては、預からせていただきます。

滝委員、どうぞ。

○滝委員 (1)、(2)に関しては全く同感で大賛成です。

(3)に関して、実は日本の火力発電システムは研究が大変進んでおりまして、今のアメリカと中国の火力発電を日本の技術に置きかえたときに、日本の1年間のCO2の排出量に匹敵する量がゼロにできる。要は二国間協定みたいなCO2問題を持ち出すと、我が国の非常に高い技術をもって実行できるようなことが、一つの目玉的な要素になるのではないかと考えています。

○岡議長 ありがとうございます。

浦野委員、どうぞ。

○浦野委員 先ほどの創業分野に絡んでもう一度農業のことを、今度は意見として申し上げたいのですけれども、やはり農業を成長産業ということで前回の戦略会議でも議論になったようですが、これを農業という言葉で捉えてしまうと農水省の縦割りになってしまいますけれども、食品という視点で捉えたときにもものすごく幅が広がるわけです。これは厚生労働省はもちろんですし、文科省とか経産省とか、あるいは消費者庁も含めて非常に幅が広がる。

日本の農業で食を輸出する場合あるいは、日本が輸入する場合でも諸外国との間で食の規制についてハーモナイズというものが非常にないわけです。例えば安全基準とか品質もそうですし、あるいは今、消費者庁が議論されているのは表示の問題。これ等も非常に日本特有のものになりつつあるわけです。

そういう意味で後ほど議論が出るのかもしれませんが、国際先端テストというものを省

庁の縦割りでやってしまうと先端テストにならないと思うのです。そういう意味では是非農業という枠組み以上に食品という枠の中で議論を捉えていただきたいと思います。そういう意味でいきますとこれはもちろん6月までの問題ではなくて、第2ラウンド、第3ラウンド以降かもしれませんが、大田議長代理のおっしゃっていた規制改革計画、1年ごとのPDCAを回していくという、その中には是非そういう始めから横断的な項目として入れていただきたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

大分時間が押してまして、予定ではもう15分前に厚生労働省の皆さんからインターネットの薬販売の話聞くことになっておりまして、大分お待たせしておりますので、この議論は一旦ここで中断させていただいて、厚生労働省の皆さんからの話を聞いて意見交換を行いたいと思います。本件は、今日皆さんから御承認いただければ最優先案件の一つの項目でもありますので、そのようにさせていただきます。

それでは、厚生労働省の皆さんどうぞお願いします。

(厚生労働省関係者入室)

○岡議長 お忙しいところ、今日はありがとうございます。お待たせいたしました。

では、早速御説明いただけますでしょうか。

○厚生労働省（平山審議官） 厚生労働省医薬食品局の審議官の平山でございます。

お手元の資料に基づきまして、インターネット販売につきまして現在の状況について御説明申し上げます。

まず現行の制度でありますけれども、4ページを見ていただきますと非常に分かりやすく図示しております。これは平成18年に薬事法の改正で作られました制度でございます。実際は3年間の猶予期間を置きまして平成21年から施行されております。

一般用医薬品というのは薬局や薬店で直接買える医薬品でございますけれども、それまでは一般用医薬品という一くくりであったわけですが、その医薬品の中について3つの分類に分けております。リスクに応じて、特にリスクの高いものが第1類、リスクの比較的高いものが第2類、リスクが比較的低いものが第3類というふうに3つに分けて、その第1類の特にリスクが高いものについては、対応する専門家として薬剤師に限定しておりますし、購入者への情報提供も義務ということでやっております。

一方、第2類につきましては薬剤師または登録販売者が対応して、情報提供については努力義務とさせていただいております。

リスクの一番低い3類については、薬剤師または登録販売者が対応しますけれども、情報提供は不要となっております。全体を通じて購入者から質問があった場合には、必ず返答する、応答するとされております。

これが法律の中に規定されたものでありますけれども、省令レベルでインターネットと郵便販売につきましては、1類、2類についてはできない。3類のみができる規定されたものでございます。

これにつきまして2ページに戻っていただきたいと思いますが、最高裁の判決が今年1月11日に出ておりまして、国の考え方については敗訴という結果になっております。

最高裁判所の考え方でございますが、薬事法の規制については厚生労働大臣の医学的ないし薬学的知見に相当程度依拠する必要があることは認められておりますけれども、今回のインターネットによる郵便等販売に対しては、実際に需要が相当程度あった。それから、関係者の間でも必ずしも統一的な考えに至っていないという状況がありますので、それについて新しい薬事法上の規定を考えると、第1類、第2類の医薬品の郵便等販売を一律に禁止するという省令の制定については、薬事法の委任する範囲を超えているのではないかと、この一律禁止というものが無効である、違法であると判断されたものであります。

それを受けまして3ページでございますが、厚生労働大臣談話を発出させていただいております。この中では最高裁の判決を受けて、真摯に対応しますが、その趣旨を呈して新しいルールを考えなければいけない。それまでの間、関係者、販売する方々あるいは購入される国民の方々にも慎重な対応をお願いしたいという談話を発出しております。

その後、関係の方々を集めて検討会を発足しておりますが、少し飛んでいただきまして11ページ、これは2月14日が初めての会合でございますけれども、一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会というものを発足しております。

目的としては厚生労働大臣が談話で示しておりますように、新たなルールを考えると、この検討会の役割になっております。

構成員は12ページを見ていただきたいと思いますが、構成員としてはインターネット販売に積極的な方、それから、慎重な方それぞれ同じ位の人数で構成されております。さらには消費者団体代表の方、医薬品の副作用を被られた方の代表、有識者で構成した検討会において検討を開始したという状態であります。

13ページ、一般用医薬品について医薬品でございますので、有用性があるとともに副作用等のリスクがあることは確かでございますが、実際どのくらいの件数があるかということでありまして、ここには重篤な副作用について報告制度がございますけれども、その中で把握された数として、大体年間250前後という件数がコンスタントに報告されてきている状態でございます。

14ページ、実際にどういう副作用があるかということをそれぞれの医薬品の種類ごとに例示したものでございまして、平成19年から23年度までの4年間でありますけれども、合計1,220件の報告を受けております。その中でも24件につきましては死亡症例となっております。

区分ごとの内訳でありますけれども、左のカラムの一番下であります、第1類の医薬品によって死亡された方が2例、第2類については20例、第3類については1例という報告実績になってございます。

ちなみに15ページ、最後でございますけれども、既にインターネット販売が広く行われ

つつあるのではないかという報道を受けまして、急遽実態について今、把握を開始したところではありますが、一部のインターネットの販売での状況を見ますと、かなり詳細に購入者の状況を把握した上で販売するようなサイトもございますが、一方、医薬品の販売においてチェックすべきアレルギーの有無とか、服用禁忌の確認あるいは大量購入の制限等が設けられていないサイトも確認できるという状態でした。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、これから15分程度意見交換をしたいと思います。委員の皆さん、積極的に御発言ください。

大田議長代理、どうぞ。

○大田議長代理 諸外国の事例について今年度調査することになっていたと思いますので、もう11か月たっていますから、現時点の取りまとめをなるべく早く規制改革会議の事務局にお届けいただきたいと思います。

世界最先端の制度にするというのが総理の指示ですので、これは大変重要な情報になりますので、よろしくお願いたします。

○岡議長 どうぞ。

○厚生労働省（平山審議官） 一般用の医薬品については、各国それぞれ範囲が異なっているという事情もございますけれども、一般的に諸外国においても一般用医薬品の一部については薬局等の許可を得て、薬局等の店舗がインターネットを通じて販売することは認められているようでございます。

○大田議長代理 資料としてお届けください。今日は時間がありませんので。

○厚生労働省（平山審議官） はい、分かりました。

○岡議長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 11ページに新たなルールに関する検討会というものを作られたということなのけれども、最高裁の判断は省令が決めることはできないということを書いたと思うのですが、新たなルールを作ることができる根拠は何なのでしょう。

○厚生労働省（松岡課長） 最高裁の判決は先ほど御説明しましたように、インターネット販売について1類、2類について一律に禁止をしているという点については問題であるといったことでございます。

この具体的な規制の内容については最高裁の判決でも薬事法の規制については、厚生労働大臣の知見に相当程度依拠するとも言っておりますので、そういう意味でこういった趣旨を踏まえて、法律の趣旨もよく見て、その上でこの検討会でどこまでの形でルール作りをすればいいのかという形で御意見をいただいた上で、省令になるか法律になるのか、その点はまとまった状況によりますけれども、そういったところで考えていきたいと思っております。

○長谷川委員 私は素人だからよく分からないのだけれども、このペーパーにあるとおり

省令のうち第1類、第2類医薬品について、郵便販売等をしてはならないとする規定は無効であるとおっしゃっているわけで、これが全てなのだと思うのだけれども、無効であると言われたにもかかわらず、また新たな規定を作ろうとされるのでしょうか。その根拠が何なのか、どういう法律に基づくのかということを知りたいです。

○厚生労働省（松岡課長） 法律は薬事法でございます。省令が法律の委任の範囲を超えていることについて違法であるということによっておっしゃっていますので、そういう意味で法律の委任の範囲のある意味でルールを作っていく。こういったことになるのだと考えております。

○長谷川委員 その無効とされた部分だけを削除すればよろしいのではないですか。

○厚生労働省（松岡総務課長） 最高裁は、一律に1類、2類の禁止は駄目だと言っておりますので、ある意味でそこまで一律に全部解禁しろ、全部削除すればいいと言っているわけではないと考えております。医薬品の安全性確保について考える上で、それに必要なルールをもう一度最高裁判決の趣旨に即して作っていくことが大事だと考えております。

○岡議長 他いかがでしょうか。大臣、どうぞ。

○稲田大臣 今の厚生労働省の話で疑問点が2つあるのですけれども、一つは最高裁が省令は無効だと言った結果、現状では全て野放しになっているのですが、2月14日に1回目の検討会を開いて、一体いつまでに解決するつもりでこんなにゆっくりやっていたらいいのか。もう一つは、最高裁判決では対面販売とインターネット販売との間で、安全性でどちらが勝るというものではないということが書かれていると思うのですが、そういう前提の読み方でよろしいのですか。

○厚生労働省（松岡総務課長） まず第1点目でございますけれども、この新しいルール作りは、できるだけ早く結論が得られるように検討会で御検討いただきたいと考えておりますが、ただ、このインターネット販売の結論をまとめるまでにインターネット販売の実態、副作用等の実態把握、検証、関係者間における合意形成が必要でございますので、一定の期間が必要だと考えております。ただ、できるだけ早く結論が得られるように、この検討会でまとめられるようお願いしたいと考えております。

2点目でございますが、最高裁の判決では対面販売、インターネット販売についてどちらが安全であるかどうかといったことまで踏み込んで判断を下しているわけではないと考えております。そういう意味で、この検討会の中でどういうルールが適当であるかということをよく御議論いただいて、定めていくことにしていければと考えております。

○岡議長 金丸委員、どうぞ。

○金丸委員 質問と意見があるのですけれども、そもそも厚生労働省の皆様が今、大臣の御意見にもあったと思うのですが、インターネットの方が劣位であるという発想を持つに至った理由は何なのかというのが1点。

それから、インターネットが一気に普及したのが日本だと2000年以降なのです。商業化されたのが90年代ですから、でも薬害被害というのは、薬にはもともと、私は専門家では

ないですけれども、副作用はあるわけです。副作用が薬にあるというのはインターネットとは関係ない、薬そのものが持っている本質であって、しかも薬害被害というのはインターネットが普及する以前から存在をしていて、そのインターネットが出てくるとあたかも副作用が国民の皆様々にダメージを与えるかごとく解釈をなさる根拠というか、そういう考えはどこから来ているのでしょうか。

○厚生労働省（松岡課長） 従来から薬事法の販売形態として前提としていましたのは、店頭で売る、対面販売をして情報提供をしながら医薬品について売っていくことを前提としておりました。こういう中で新しくインターネットを活用した販売形態というものが出来てまいりましたわけでありましてけれども、平成18年の薬事法改正以前にもこういう形態、あるいは郵便でカタログ販売で売ったりといった形態が出来てまいっておりましたが、全般的に直接対面で販売して情報提供を行うといったことが、その買いに来られた方の状態を見たり、あるいは必要に応じて受診勧奨をしたり、薬の副作用といったものについてしっかり情報提供ができるといったことから対面販売がいいということで、これを原則とするという考え方に立っているものでございます。

これについては、平成18年の制度を検討する際に、制度改正検討部会というものが作られてまして、この中で制度の改正について種々様々御議論をいただきましたけれども、やはり医薬品の安全性を考える上で、対面販売によって情報提供をしっかりとやっていくというのが安全確保を図る上で必要であるということが報告書の取りまとめでございましたので、こういったことを趣旨に法律改正を行ったものでございます。

その中でインターネット販売で行うに当たっては、第3類の区分についてはインターネット販売でやっても安全性の面から見ても問題ないのではないかとということで、こういう取り決めになったということで考えております。

○岡議長 他いかがですか。林委員、どうぞ。

○林委員 私も先ほど稲田大臣がおっしゃられたのと同感です。最高裁判決の解釈と厚生労働省が現在なさろうとしていることは矛盾しているのではないかと考えます。

今、厚生労働省が御説明くださったように、対面販売の必要性というものが議論された結果、平成18年薬事法改正がなされた。その法律でも一律に第1類、2類のインターネット販売を禁止する形にはならなかったわけです。そうすると薬事法の立法趣旨というのはインターネット販売を禁止するというものではなかったはずで、それにもかかわらず、省令でもってこのような禁止をしてきたことに対して最高裁がこのような判断を示されたということですから、今回、検討されるのであれば、インターネット販売を自由化するという前提で、そのインターネット販売におけるどのようなルールを定めることが必要か。

つまり、今日の厚生労働省のペーパーの15ページに書いてくださっているように、「アレルギーの有無や服用が禁忌とされているものがないかのチェックをする」など、良心的

なインターネット販売の業者さんはこういうことをされているわけですから、そういったことがされれば対面販売、今、名目的になっている紙を渡すだけの対面販売と比べても、ずっと有効なチェックができるのではないかと。そういった意見も多いのではないかと思いますので、是非、この検討というのが逆行するための検討ではなく、インターネット販売への国民の多くのニーズに応えるために、かつ、安全性を確保するためにどういった販売の在り方がよいかというスタンスで臨んでいただけないかと思います。

○岡議長 厚生労働省、どうぞ。

○厚生労働省（松岡課長） 我々も今、委員から御指摘がありましたように、今度立ち上げました検討会におきましては、最高裁の判決で今、一律に禁止をしている状況はおかしいということですので、そういう意味でインターネット販売というものを前提として、その際にどういう売り方だったらいいのかといったこと、こういったことなどを前提に考えていく。こういうことをこの検討会の中でしっかり御議論いただいて、結論を出していただきたいと考えておるところでございます。

○岡議長 他いかがでしょうか。鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 今お話があったように、対面販売かインターネットかどちらが安全なのかという非常に狭い観点だけで議論しても、なかなか本当に何がいいのかというのが出てこない。私が思うにはインターネットと社会の在り方ということまで含めて考えるべきだ。

一つは、実はインターネットはお年寄りというか、高齢者にとって非常に重要な手段なのです。なかなか使いこなせていないというのがあるのですが、インターネットで注文すればそこにわざわざ買いに行かなければいけない。買いに行く必要がない。自分のところまで届けてもらえる。実はお年寄りがこれを非常に使えるようになれば、もっと豊かな暮らしができる。そういう観点があるわけです。

そういうことを考えると、もっとインターネットが使えるように、特に高齢者ということも考えて、そういうような仕組みに持っていけないといけないのではないかと。いろいろな議論の中に取り入れていただかないと、非常に狭い観点だけでこういうものを議論しても、なかなか本来あるべき結論は出てこないのではないかと。ということで、いろいろな観点を踏まえて、しっかりここでの検討会で議論をしていただきたいなと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 私も皆様と同じで、これはインターネットでの全面解禁を前提にした上で、先ほど林委員がおっしゃったようにどのような画面作りなり、買う人の承認事項、同意ボタンのようなものを踏まればよいのかということ、具体的に検討することを是非していただきたいと思います。

あと、稲田大臣から質問があったように、それをいつまでにやられる予定なのか。返事が私の中では聞きとれなかったので教えていただければと思います。

○岡議長 よろしく申し上げます。

○厚生労働省（松岡課長） 申し訳ございません。先ほどお答えしたつもりなのですが、我々としてもできるだけ早くこの取りまとめ、結論が得られるようにということで考えておりますが、ただ、この実態の把握でありますとか、関係者間の一定程度の合意とか、考え方の方向性の統一が必要でございますので、結論を得るためにどの程度期間が必要となるかについては、議論を始めたばかりですので、今の段階ではお答えは難しいと考えております。

○岡議長 翁委員、どうぞ。

○翁委員 皆様とほとんど同じでございますので、追加的に。私もインターネットの販売を自由化する方向で御検討いただきたいと思いますのですが、私も見てみましたけれども、良心的なところは非常に販売サイトも副作用の説明などが充実していて、自主ルール、ガイドラインも定められているようでございます。ですから、そういう先行している事例もございますので、そういったルートで分けるのではなくて、インターネットでも対面販売でも業者がどういう売り方をするかということをしちんとチェックできるようにして、安全性を確保するような方向で考えていただきたいと思います。

既に厚生労働省は対面販売でも副作用が出ているという調査結果を、以前の会議に報告された経緯もあると思います。対面販売でもいろいろな問題があるわけですから、ルートによってどのように安全性を確保できるかを考えていく、という視点で御議論いただければと思います。

○岡議長 金丸委員、どうぞ。

○金丸委員 基本的には良心的な対面販売をなさっている業者さんがインターネット販売業者になれば、既に品質の高い取引プロセスが存在しているわけですから、それでデジタル化をしてネットワーク化をすれば大いにビジネスチャンスがあるわけで、ですから基本的には対面であれインターネットであれ、良心的ではない業者が市場から排除されるという仕組みを共通に作って、しかも両方の販売のチャンネルの手段を持っていच्छる方々双方にとって、フェアなルールづくりが私は是非あって欲しいと思いますので、是非そういう観点から今までの発想は全部転換なさって、新しいルールをお考えいただきたいと思います。

以上です。

○岡議長 滝委員、どうぞ。

○滝委員 私も同じような気持ちなのですが、電子データの時代、カルテの要素がスマホに乗ってくる時代になると、インターネット上の良心的な事業者との絡みにおいては今までの対面販売にはない期待感があります。特に老人医療の世界です。過去を忘れてというような可能性もありますが、ビックデータとの絡みで過去も含めた医療データとの照合ができ、確認がされてくるということで、かえってうんと進んだ親切な販売になるのではないかと思うのです。

その辺の要素、インターネットの情報革命が起こっていることを全く無視したような意

見に対しては、逆に進歩するところの中身をもっとたくさん例示して、その話を聞かせたい。アメリカやヨーロッパやシンガポールでも進んでいると思いますけれども、そういうような成功事例を是非調査して出してもらいたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

森下委員、どうぞ。

○森下委員 この話は多分かなり論点をはっきりしてきていて、第1類、第2類をどう扱うかということ、薬剤師の体制をどうするかということ、多分ポイントは結構絞られてきているのだと思うのです。そういう意味では厚生労働省サイドとしても現在のポイントを早めに示していただいて、議論を収束する方向に向かわないと現時点、勝手に販売されている状況が存在していますから、現状はまずいというのは恐らく関係業界の皆さん思われているところなので、論点整理を早めにするのをされた方がいいのではないかと思います。そうしないとフィロソフィーの話に入り込んでいて、薬害の問題というのが抜け落ちていると思いますので、是非早めにイニシアチブをとられることを望みたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

厚生労働省の皆さん、御説明ありがとうございます。当規制改革会議におきましては、このインターネットの薬販売を最優先案件として取り上げる方向で今議論をしております。今日中に結論が出る可能性が高いのですけれども、今日この場で多くの委員の方から出た意見は、多分そういう方向で集約されていくと思いますので、事前の話になりますが、是非御参考にしていただいて早急に結論を出していただきたいと思います。

どうも本当にありがとうございました。

(厚生労働省関係者退室)

○岡議長 それでは、先ほどの議題1に戻ります。議題1につきましていろいろ御意見をいただきましたが、そろそろ時間も迫っていますので結論を出したいと思います。

まず、最初に4つのワーキング・グループの座長及び委員の方については、この今日の提案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

次に、各ワーキング・グループで取り上げる項目について事務局案に対し、皆様から多数の御意見をいただきました。私自身、皆様の意見を取り入れたらよろしいかなと思うことが幾つかございましたので、そういう方向で検討を続けることを前提として、本日提示した案を、一応、各ワーキング・グループで取り上げていただく項目とする。ただし、冒頭の大田議長代理の説明にもありましたように、6月をめぐりという時間の制約もございましたので、各ワーキング・グループの中で議論していただいて、優先的に取り上げる項目を2つ前後に絞っていただいて、その結果を次回の会議で御報告いただく。もちろん、その他の項目についても時間の許す限り精力的に取り組んでいただくことは大前提でございま

すが、そのような形で進めていくということによろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、議題1はそういう形にいたします。

先ほど長谷川委員から御意見いただきましたワーキング・グループの専門委員の指名権者は総理でございます。

これにつきましては各ワーキング・グループで御検討いただき、今週28日木曜日午前中までにショートリストを大田議長代理に出していただく。木曜日午後、私と大田議長代理ともしも物理的に可能であればワーキング・グループの座長の方にも御参加いただいて、木曜日中に人選をして、手続に入ることにしたいと思います。皆さんお忙しいところ大変恐縮でございますが、来週からこのワーキング・グループが本格的に動き出すことのできるようにしたいと思います。

もう一点、これとの絡みにおきましては、幅広い分野の中で、全ての項目について専門家という方はなかなか難しゅうございますので、一応、専門委員を2名前後に絞りますが、そのワーキング・グループを進めていくときに、本当にこの分野はこの専門家に来てもらってお話を伺おうではないかというようなヒアリングをさせていただく方々は別に考えていこうということです。この方々は専門委員ではないので毎回出る必要はないわけですが、そのテーマ毎で座長の御判断によって、ヒアリング会合に来ていただいてお話を伺う。このような進め方をしていけばよろしいのではないか。そのヒアリングの対象の数は絞りません。各分野の専門家の方を座長の判断で選んでいただいたらよろしいのではないのか。このように思っておりますので、そこまで含めました上での専門委員の人選ということで御了解いただきたいと思っております。

○大田議長代理 専門委員の選定は、それぞれのワーキング・グループの座長にまず寄せていただいて、ワーキング・グループの座長が木曜日の打合せにおいでになれない場合は、なぜこの人なのかという簡単な説明を付けて、その時点で私にお送りいただければと思います。それでよろしいですか。

○岡議長 今、大田議長代理が補足していただいたような形でやらせていただきます。

森下委員、どうぞ。

○森下委員 専門委員はワーキング・グループごとに何名ぐらいの予定なのでしょうか。

○岡議長 専門委員は2名前後と考えております。会議運営上、あまり増えますと、スケジュール作りから大変だと思いますので、専門委員はその程度に絞らせていただき、それを補うものとして先ほど申し上げたヒアリング対象の方はより多くと考えております。

○鶴委員 それはとりあえずその案を作るということで、その人の御了解を得るとか、それはまだということによろしいわけですね。

○岡議長 結構でございます。

○長谷川委員 それは座長の方に直接ダイレクトに、アドレスも何も私は知らないのです

けれども、どうすればいいのですか。

○岡議長 今、大田議長代理が補足していただきましたように、各ワーキング・グループの委員の皆さんは、自分のアイデアがあれば座長に提出してください。

○長谷川委員 事務局に通すわけですね。

○岡議長 各委員のアイデアは座長に出していただいて、その座長がまとめたものを大田議長代理の方に流していただいて、木曜日中に決めたいということでございます。

それでは、時間が押してしまったので、最先端テストのテーマが一つ残っております。今日は入口論ということで、事務局の方からできたら5分マックスでお願いできますか。

○滝本室長 ありがとうございます。

資料4でございます。国際先端テストにつきましては、戦略分野の育成と投資先としての日本の魅力の最高水準への引き上げという観点から、国際比較をした上での規制改革などを進めまして、その導入に向けて取り組むことを総理から指示されているものであります。

まずは幾つかの個別規制の必要性、合理性につきまして、国際比較に基づいた検証を試験的に行ってみたいと考えております。2枚目にポンチ絵がついておりますけれども、3月中に進め方について方針決定いただきまして、その上でモデルとなるテスト対象案件数を、当会議などの議論を踏まえまして選定いただいて公表する。そして5月ごろまでの間に所管省庁への検討依頼、省庁からの回答を踏まえまして、規制の合理性などについて当会議で御審議をいただきまして、その意見を規制の見直しに活かすことを行ってみたいと考えております。

その過程で見えてくる問題や課題がありましようからそれを整理しまして、将来的には年間の規制見直しサイクルの中に適切に位置付けていきたいと考えております。

本日は時間の都合で御審議賜れませんけれども、次回以降のできるだけ早い時期にモデル的な国際先端テストの進め方について御審議の上、方針決定をいただきまして、それに基づいて実施に移していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はここまでの御紹介にとどめたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

私から少し一言だけ補足します。国際先端テストの今後の取り組み方につきましては、今、事務局からの説明のとおりでございますが、私は今日皆さんに御提示しました最優先案件あるいはワーキング・グループが取り上げる優先課題については、早速、具体的に最先端テストに照合していったらどうなるのだということを個別にやっっていこうと思います。先ほどのインターネットの薬販売の中でもそういう議論がありました。ですから、この最先端テストの大きな取り進め方の答えが出ることを待つことなく、個別案件の中で、特にこの最優先案件あるいはワーキング・グループの優先案件を取り上げて、早速先端テストでやっていくことにしたいと考えておりますので、一つ御理解をいただきたいと思っております。

それでは、今日は長い間、集中的な討議をいただきましてありがとうございます。一つ

宿題として電子カルテを最優先案件に取り入れるかどうかという宿題をいただいておりますが、それ以外は私どもの方から今日御提案いただいたことについて、皆様の御同意をいただいたということで閉めさせていただきます。

どうもありがとうございました。